

議事日程第5号

平成27年9月17日(木)

第1 副議長辞職勧告決議案

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第2 議案上程(議案第65号から第72号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、予算特別、決算特別)

質疑、討論、表決

第3 人口減少対策に関する件

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1から第3は議事日程に同じ

第4 議案上程(議案第73号から第75号まで)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第5 議案上程(議案第76号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第6 議会案上程(議会案第29号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第7 議員派遣の件

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	木元義博
局長補佐	湊智志
主席主査	杉本一也
主席主査	夏井大助

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	杉本俊比古
教育長	鈴木雅彦	監査委員	湊忠雄
総務企画部長	船木道晴	市民福祉部長	佐藤盛己
産業建設部長	原田良作	教育次長	目黒重光
企業局長	安藤恒昭	企画政策課長	菅原信一
総務課長	藤原誠	財政課長	柏崎潤一
生活環境課長	渡部源夫	健康子育て課長	伊藤文興
介護サービス課長	水戸瀬重孝	福祉事務所長	夏井正士
農林水産課長	中田和彦	観光商工課長	飯澤主貴
建設課長	三浦秋広	病院事務局長	佐藤守
会計管理者	目黒雪子	学校教育課長	吉田雅美
生涯学習課長	加藤秋男	監査事務局長	畠山喜代和
企業局管理課長	菅原長	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午後 2時13分 開 議

○議長（三浦利通君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 副議長辞職勧告決議案

○議長（三浦利通君） 日程第1、副議長辞職勧告決議案を議題といたします。

本決議案について、提出者の説明を求めます。13番畠山富勝君。

【13番 畠山富勝君 登壇】

○13番（畠山富勝君） 副議長辞職勧告決議案について、提出理由をいたします。

副議長の笹川議員が社長であります有限会社笹川商店が、平成23年度から25年度までに、学校給食用として受注している納入米に対し、おが産減農薬米利用支援事業費補助金140万円余りを、男鹿無洗米安定供給の会を通して市から受領した件について、そもそも、このおが産減農薬米利用支援事業費補助金が農業振興費として、なぜ集荷業者であり、米の小売り業者である笹川商店に支給されたのか、疑問な点が多くあったことから調査したのであります。

その結果、男鹿市議会議員政治倫理条例に規定する倫理基準に違反していると判断し、調査請求を議長に提出したものであります。

議会においては、条例に基づき、政治倫理審査会が設置され、佐藤巳次郎委員長、中田謙三副委員長のもと、8回にわたり精力的に審査が行われ、審査結果報告書が提出されました。

それによりますと、指摘事項において、「男鹿無洗米安定供給の会の運営については、年会費の徴収がないほか、総会についても設立総会以降の開催がないこととあわせ、事業決算も行われていないなど、組織としてずさんな運営が明らかであり、倫理観の希薄が見受けられる。また、学校給食米の納入に必要とされる無洗米機の所持にかかわらず、市内4業者において、この会を設立した経緯については、その手法や手順に疑問を感じざるを得ない。これらについては、議員・監査委員として請負に伴う兼業禁止については法に抵触しない行為だとしても、倫理上、男鹿無洗米安定供給の会の会員として、しかも会員2社で学校給食米を取り扱い、市から補助金を受領して

いる状況は、そのあり方が問われている。」と指摘しております。

そして、結びに、我々議員に対して、おいしい果実を得るため、人から疑いをかけられるような行為・言動は決してすべきでないという意味の故事であります「瓜田に靴を入れず、李下に冠を正さず」という、今一度確認し、市政発展のために尽力すべきであると報告されました。

まさしく倫理の規範となるべき指針であります。市議会議員として、市との関係では、兼業禁止など注意を払わなければならないとされ、特に監査委員は、行政の適法性・妥当性を保持し、いかにすれば公正で合理的かつ効率的な行政を行うことができるか、最小の経費で最大の効果をあげ得るかが最大の関心であることから、地方自治法により、市からの請負契約が禁止されております。

監査機能の強化が叫ばれている中、市から補助金を受けた行為は、倫理上、極めて問題があります。

私は、まだこのほかにも疑いをかけられるような行為・言動があると思っております。

笹川副議長に対しては、道義的責任を強く感じ、要職にとどまるべきでないと、議長を通して、副議長を辞職し責任を取るべきであると申し入れておりましたが、自ら辞職しないことから、このような形で辞職勧告決議案を提出することは、極めて残念であります。どうか議員各位の賛同をお願いし、副議長の辞職勧告決議案の提案とさせていただきます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番小松議員。

○16番（小松穂積君） 先ほど議会運営委員会もやりまして、書類等の整理がなされ、提案者及び賛成者が整っておりましたので、取り扱いについてはということでありましたが、ただいまは決議案の方を見させていただきまして、二、三点ちょっと、質問でありますから質問させてもらいたいと思うんでありますけれども、経緯等につきましては、まずおおむねこうだろうというふうなことでありますけれども、監査委員のことについても触れているわけでありまして、当時、監査委員であった笹川氏が、この無洗米等についてかかわっていたのではないかとということをご指摘されております。だとすれば、25年当時は、仮にその監査委員としてどうなのかという

ふうな話があってもよかったのかなというのがまず一つ、現在、副議長の任にあるわけですから、そのことについては道義的に問題があるよという畠山議員の言い分であるようでありませぬけれども、この文面の中の最後の方にですね、これは具体的に言えないのかもしれませんが、「他にも疑いをかけられる」というふうな文言がありますけれども、具体的には言えないのかもしれないけれども、議員としての資質、あるいは倫理上で、私自身はこういうものを持っているんだよということを少しでも、もし類似でもよろしいんですけれども、出してもらえれば、この話が少しでもわかるのかなというふうに思うところであります。

○議長（三浦利通君） 畠山議員。

○13番（畠山富勝君） さきの質問につきましては、監査委員というのは私どもより詳細にそれぞれ審査するわけです。例月、あるいはそのそれぞれのかつてにおいては企業決算、あるいは一般会計決算、そういう中で、特に議会選出の監査委員と、それから常勤監査委員の仕分けして、それぞれ審査するわけですが、補助金団体が100以上ある中において、これらというものは当然、補助金については要綱にのっとって審査されて、そして執行されているかというものは十分に審査するのは、特に議会選出の監査委員だと思っています。したがって、これについては私はこれ以上申すわけでありませぬけれども、もう一つは、ほかのことについては、ここで今具体的にうんぬんというのでなくて、あなたが個人的に知りたければ、それなりにまた対応する思いであります。

以上です。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。

○16番（小松穂積君） 終わります。

○議長（三浦利通君） 16番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかにございませぬか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませぬか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。15番中田謙三君

【15番 中田謙三君 登壇】

○15番（中田謙三君） ただいま上程されました辞職勧告決議案ですけれども、私から反対の立場で反対討論させていただきます。

私は、第一に、この辞職勧告決議案は、この事案は本当に辞職勧告に当たる事案なのかなということを思います。

また、同僚議員から指摘であります平成23年から25年、学校給食用米のことについてのことでありますけれども、毎年度予算、そして決算委員会で、我々議会において審査して執行されているわけですが、議会のチェック機能は十分発揮されてあったと私は思います。

また、政治倫理審査委員会においても、委員6名により関係人から事実確認を精力的に審査した結果、農林水産関係補助金交付要綱に沿って運用されており、その存否については明らかな倫理基準違反は見受けられず、疑義なしとして政治倫理審査委員会を終了しております。

また、政治倫理審査委員会で調査、審査した結果は極めて重要であり、政治倫理審査委員会の結果を尊重すべきと考えます。

以上により、辞職勧告決議案に当たらないものであり、議員各位のご理解とご賛同をお願いするものであります。

○議長（三浦利通君） 以上で、通告による討論は終了いたしました

ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより副議長辞職勧告決議案を採決いたします。本件は起立により採決いたします。本議案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定に

より、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案については、議長は否決と裁決いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時28分 休 憩

午後 2時28分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開いたします。

日程第2 議案第65号から第72号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第2、議案第65号から第72号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。19番高野寛志君

【19番 高野寛志君 登壇】

○19番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第68号男鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、マイナンバー制度の利用に当たっては、依然として情報漏洩の不安が拭いきれないが、市としての対応は順調に進んでいるのかとの質疑があり、当局から、来年1月からのマイナンバー利用開始にあわせ諸準備を進めているところであり、システムに関しては情報漏洩等の監視も合わせて事業者へ管理委託するものであり、遺漏のないよう対応していくこととしているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、情報漏洩については、委託事業者などからの流出も懸念されるも

のであり、個人情報完全に守られる保証がないのではないかとの意見があったのであります。

以上の審査経過により、本案については起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第69号男鹿市と秋田県との間の行政不服審査会の事務委託についてであります。

本議案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務について、秋田県に委託するものであります。

当局から、行政不服審査会の設置については、単独での設置のほか共同設置や他団体に委託または事件ごとに設置する方法がある。県に事務委託する理由については、第三者機関の設置の義務づけに伴い、県内では不服申し立ての事案が少ない。委員が十分に確保できない等の事情がある自治体も多いことから、秋田県市長会及び町村会を通じ、事務委託について県に要望したものである。

このことを受けて秋田県市町村協働政策会議において、第三者機関に係る県と市町村との連携の取り組みについて了承されていることから、本市においても県に事務委託するものである。

なお、秋田市を除く県内24市町村が県に事務委託する予定であるとの説明があったのであります。

本案について、委員より、委託事務の経費見込みについて質疑があり、当局から、秋田県との協議の中で、公平委員会の事務委託と同様の負担方法となるよう考えているとのことであり、職員数に応じ6万3千円から17万5千円の幅の経費負担となると伺っているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5番佐藤誠君

【5番 佐藤誠君 登壇】

○5番（佐藤誠君） 教育厚生委員会に付託になりました議案第66号及び第67号について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第66号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に要する手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、情報漏洩の危険性などもあり、マイナンバー制度の導入自体に問題があるとの意見があり、当局から、マイナンバー制度についての情報漏洩を心配する声があることは認識している。対策の一つとして、住基ネットとインターネットの回線を分離する作業を行うなど、市としても情報漏洩に注意していきたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第67号男鹿市斎場条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市斎場について、平成28年度以降、指定管理者制度による施設の管理を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、斎場を指定管理とした他の自治体の事例では、指定管理料を抑えているようであり、サービス面で向上するの心配である。

施設の修繕や備品、消耗品の管理など、市としてどのようなマネジメントを行っていくのかとの質疑があり、当局から、斎場の建物や火葬炉などの重要な部分の修繕は市で行い、消耗品的なもの、すぐに対応してもらうための経費等は指定管理料で見ることとなる。高額な備品については市で対応することになるが、詳細については指定管理者と協議する。

指定管理後も、定期的に斎場の状況を把握し、利用者等のサービス低下とならないように努めていくとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番船橋金弘君

【12番 船橋金弘君 登壇】

○12番（船橋金弘君） 予算特別委員会に付託されました議案第70号から第72号

までの審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る7日に開会し、各補正予算について補足説明を受けた後、同日、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ、ご報告申し上げます。

第1点として、秋田創業サポートファンドへの出資経営及び事業内容並びに支援のあり方について。

第2点として、グリーンプランパートナーシップ事業の概要及び同事業にかかわる検討委員会の役割等について。

第3点として、複合観光施設計画が変更となった場合におけるグリーンプランパートナーシップ事業にかかわる国庫補助金の取り扱いについて。

第4点として、グリーンプランパートナーシップ事業の具体的取り組みの考え方について。

第5点として、多面的機能支払交付金の内容について。

第6点として、介護保険料の現状認識と今後のあり方について。

第7点として、県内大規模イベントに対する市民周知及び本市のPRのあり方等について。

第8点として、スクールバスをリース形態により導入するメリット等について。

第9点として、スクールバス運行計画に対する保護者からの意見等の有無について。

第10点として、複合観光施設のさまざまな取り組みに対する考え方等について。

第11点として、元税務課職員の事件に対する市長の政治的責任についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第70号から第72号までについて、まず、議案第70号平成27年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）につ

いては、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第71号及び第72号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。1番佐藤巳次郎君

【1番 佐藤巳次郎君 登壇】

○1番（佐藤巳次郎君） 決算特別委員会に付託されました議案第65号平成26年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、先般9日開会し、正副委員長互選の後、会計管理者から一般会計及び各特別会計にかかわる補足説明と、監査委員から決算審査における総括意見を求め、審査をいたしたのであります。

審査は、同日と翌10日の両日行われ、この際、その決算の概要については省略させていただき、決算審査における総括意見及び質疑されました主な点についてのみ、ご報告申し上げます。

まず、決算審査における総括意見として、一般会計における歳入では、納税の公平性確保のためにも、収入未済額の解消に、なお一層の努力を望むとしたほか、歳出では、特に負担金、補助金及び交付金について、常に総点検を行い、これら具体性を欠くものについては減額、廃止等を検討するとともに、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて補助の終了期限を設定するなど見直しを図るよう要望されております。

また、指定管理については、制度の本来の目的であり、公の施設の管理に民間事業者のノウハウを活用し、住民サービスの向上や経費の節減を図るため、一層の努力を求めているものであります。

これらを踏まえ、結びでは、普通会計における財政指数の状況を見ると、実質公債費比率は12.9パーセント、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は94.3パーセントと、前年度よりさらに0.6ポイント高くなっており、依然として財政構造の硬直化が懸念される状況にある。

また、実質単年度収支は3年連続の赤字となっており、今後、景気低迷や人口減少

による税収入の減などにより、厳しい財政運営が続くことが予想されるとともに、このような財政状況にあつての男鹿駅周辺整備基本計画の推進によっては、今後、多額の財政負担が生じるものと予想されるとしている。

一方、元税務課職員による公金着服事件は、地方公務員としての自覚と倫理観の欠如が最大の原因であり、今後、市民からの信頼を回復し、財政運営の健全性を高め、市政発展につなげるには、職員の意識改革、法令遵守の徹底、内部管理体制の確立が不可欠であり、徹底した改革に取り組むよう望むものであると結んでおります。

次に、質疑があつた主な点について申し上げます。

第1点として、障害者福祉費等の不用額の主な要因について。

第2点として、堆肥化事業実証実験中止に伴う支出総額及び備品活用の考え方並びに確認された課題等について。

第3点として、場外車券場サテライト男鹿の今後の方向性について。

第4点として、テレビ会議システムの運用状況及び効果並びに生徒の取り組み状況について。

第5点として、男鹿半島大潟ジオパーク再認定に向けた取り組み状況について。

第6点として、経常収支比率94.3パーセントの現状認識と改善に向けた考え方について。

第7点として、市民利用施設等の行政改革推進のあり方について。

第8点として、所得向上に向けた補助事業のあり方について。

第9点として、補助団体監査において事業効果を視点に置いた監査のあり方について。

第10点とし、水産業振興を含む新たな施策展開と財政健全化に向けた考え方について。

第11点として、指定管理者制度により効果的・効率的に管理するための考え方について。

第12点として、指定管理施設である温泉施設の利便性向上に向けた取り組みの考え方について。

第13点として、介護保険料抑制に向けた給付費削減のための若年層への取り組みについて。

第14点として、介護保険において生活困窮者を減免対象とする減免規定改正の考え方について。

第15点として、国保会計において繰上充用した手法及び対応のあり方並びに監査上の考え方について。

第16点として、介護保険会計において不用額8千856万7千円に対し、市債2千700万円を借り入れした理由について。

第17点として、公金着服にかかわる税務事務上の取り扱い及び監督責任のあり方並びに事件前の監査実態等について。

第18点として、公金着服事件後における収入未済額分にかかわる納税の事実関係及び決算への影響について。

第19点として、公金着服にかかわる不明金処理のあり方及び補てんの考え方並びに責任を明らかにする時期について。

第20点として、公金着服における監査委員の具体的調査内容等についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第65号平成26年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、起立採決の結果、起立者なしにより、不認定とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦利通君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。8番安田健次郎君

【8番 安田健次郎君 登壇】

○8番（安田健次郎君） 私から、今、上程されております四つの議案について、反対の討論をさせていただきたいと思っております。

はじめに、議案第65号平成26年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算委員会でも討論をさせていただきましたけれども、まず第一に、税務課長の税金着服事件によって、今回それぞれ四つの会計に、およそ90万円ほどの歳入の未済額が明らかになっています。

第2に、不祥事を防止するための手だてが機能していなくて、また、法令遵守がなされていなかったことと、それらに対する管理監督責任が働かなかったということは、地方公務員法上、許し難い行為であると思います。

第3番目には、何よりも市民の信頼を大きく損ねたことは、重大な問題であります。

決算不認定には当然のことであり、不認定に値するものであると思います。

次に、議案第70号平成27年度男鹿市一般会計補正予算について、申し上げます。

先回の議会でも討論いたしましたけれども、本予算の中にある個人番号交付事業費1千67万5千円と、それにかかわる事務費96万5千円は、マイナンバー制度にかかわる予算であります。

そもそもこの制度は、個人情報が入国によって監視・管理されることであり、行政の効率化や利便性をうたっていますけれども、個人情報が丸裸にされ、プライバシーの侵害が憲法上、許されない基本的人権の損害でもあると思います。

二つ目には、情報漏洩のセキュリティが万全でなく、ねんきん機構の漏洩でもあったように、税金・預金などが流出されれば、被害は比較にならないほどだと言われております。

また、予算でもあるように、企業などを含めて自治体の管理するファイルや不正アクセス対策の費用も膨大なものになるわけでありまして。しかも漏洩については最大で4年以下の懲役、そして200万円以下の刑事罰はありますけれども、個人の被害者に対することについては、何の補償もないことでもあります。

以上申し上げましたように、本補正予算の二つの項目、マイナンバー制度にかかわる部分は、賛成しかねるものであります。

当然のように、他の項目については異を唱えるものではありません。

次に、議案第66号男鹿市手数料条例の一部改正については、これもマイナンバー制度にかかわる証明の手数料が国の押しつけで500円になることでもあります。普通

200円の手数料交付でできるものが、なぜ高額なのか、理解しかねるわけであり
ます。いわゆる国の押しつけどおり、そのまま条例化するという答弁でありますから、
これももってのほかであると考えます。

最後に、議案第68号の条例改正も、マイナンバー制度にかかわる議案であります
けれども、ただいま申し上げましたように、情報が漏れないという保証はありません
し、ましてや先ほどの報告にもありましたように、市では業者に委託するものであり
ます。ことさら個人の情報を完全に守れるという保証は何もないと考えます。

以上申し上げましたように、四つの議案それぞれについて反対討論といたします。

議員皆様のご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、ただいま討論がございました議案第65号平成26年度男鹿市一般会計
及び各特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。本件は起立により採決
いたします。本件に対する委員長の報告は不認定であります。よって、原案について
採決いたします。議案第65号を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立なしであります。よって、議案第65号は、不認定と決し
ました。

次に、先ほど討論がございました議案第66号男鹿市手数料条例の一部を改正する
条例について採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員
長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の
起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第66号は、原案のとおり
可決されました。

次に、先ほど討論がございました議案第68号男鹿市個人情報保護条例の一部を改
正する条例について採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対す

る委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど討論がございました議案第70号平成27年度男鹿市一般会計補正予算(第3号)について採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、第69号、第71号及び第72号を一括して採決いたします。本4件に対する委員長の報告は可決であります。本4件は各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号、第69号、第71号及び第72号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 人口減少対策に関する件

○議長(三浦利通君) 日程第3、人口減少対策に関する件を議題といたします。

本件について各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。19番高野寛志君

【19番 高野寛志君 登壇】

○19番(高野寛志君) 平成26年12月定例会最終日において、人口減少対策に関する件を特定事件として、所管に係る事項に関し、総務委員会に付託されておりました件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、委員間の討議を中心に精力的に協議、検討を重ねてきてありますが、まず、第1回目の委員会において人口減少対策に関する審査方針について協

議したものであります。

審査の趣旨といたしましては、人口減少に歯どめがかからない中、国立社会保障人口問題研究所の将来推計によれば、2040年の本市の人口は全国平均を大きく上回る49.4パーセント減の1万6千328人、また、人口移動が収束しない場合は54.7パーセント減の1万4千635人まで減少すると見込まれるなど、非常に厳しい見通しが示されております。

このような状況に強い危機感を持ち、生産年齢人口の流出防止対策や少子化対策のあり方等、人口減少に歯どめがかかるような施策展開のあり方について、さまざまな角度から調査、研究することとしたものであります。

主な調査内容として、はじめに、人口減少の現状分析及び将来の人口予想並びに県内外の自治体の取り組み状況等を調査したものであります。

調査は、一つとして、国・県・市の人口減少の実態把握及び分析、二つとして、人口減少に伴う将来の市及び地域の変化予想、三つとして、人口減少対策に関連する本市の施策及び予算措置の現状、四つとして、10年後の本市の将来目標人口の考え方、五つとして、人口が増加もしくは維持している自治体の状況などについてであります。

これらの調査を踏まえながら、本市の人口減少を少しでも抑制できるよう、具体的な取り組み事項等を委員各位から提案していただいたものであります。

委員会では、この具体的事項等について、移住対策、定住対策、雇用対策及び市民の満足度を高める方策として、大きく四つの施策展開を掲げて整理し、さらに具体的事項の課題や課題への対応対策を協議し、その事業等が現実的に可能であるのかどうかなどについても議会の立場から検討、協議を重ねたものであります。

個別の具体的な事項の内容を申し上げますと、まず、移住対策としては、移住関連制度のワンストップ一元化について、首都圏での移住体験PRや交流体験イベントなどの実施について、移住者への各種支援制度について、地域おこし協力隊への支援制度等について及び海や山を満喫できる別荘住宅の整備についてであります。

定住対策としては、地元出身学生のUターン促進支援について、市外へ通勤や通学する方への支援制度について及び市職員の定住促進についてであります。

雇用対策としては、市内高等学校への支援及び連携強化について、近隣の農業経営

学科のある高等学校との連携強化について、企業誘致専門員の配置について及び農林漁業や観光などの地場産業の状況等の総点検についてであります。

市民満足度を高める方策としては、各駅周辺を中心としたコンパクトなまちづくりを目指すことについて、市民全世帯への意識調査の実施及び人口減少や高齢化が進む中であっても、地域住民が暮らしやすい都市づくりを目指すことについてであり、あわせて15項目について検討、協議をしたものであります。

なお、この取りまとめた内容等に関しては、委員会審査報告書に協議項目一覧表として掲げているものであります。

本市における人口減少の抑制、地域活力の維持向上に向けた取り組みを推進するに当たっては、国・県はもちろんのこと、地域における関係団体等との緊密な連携が必要であるとともに、地域住民の理解も不可欠なものであります。市当局は、これまでもまして、これらの取り組みについて意を用いていただくとともに、本委員会がこれまで7回にわたり精力的な審査を行い、取りまとめた提言の趣旨等を斟酌していただき、今後予定されております次期男鹿市総合計画策定や男鹿市総合戦略策定に向け、前向きな対応を大いに期待するものであります。

終わりになりますが、この度の人口減少対策の審査に当たっては、委員各位の熱心な発言及び建設的なご意見など、皆様のご協力に感謝申し上げ、本委員会の委員長報告といたします。

○議長（三浦利通君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5番佐藤誠君

【5番 佐藤誠君 登壇】

○5番（佐藤誠君） 平成26年12月定例会最終日において、人口減少対策に関する件を特定事件として、所管にかかわる事項に関し、教育厚生委員会に付託されておりました件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

この際、審査の趣旨及び調査内容については、三つの委員会の共通事項であることから省略させていただき、本委員会における具体的事項について申し上げます。

委員会では、人口減少の現状分析及び将来の人口予想並びに県内外の自治体の取り組み状況等、これらの調査を踏まえながら本市の人口減少を少しでも抑制できるよう、具体的な取り組み事項等を委員各位から提案していただき、議員間の討議を中心に精力的に協議、検討を重ねてきたものであります。

この具体的事項等を協議するに当たっては、少子化対策及び子育て支援の二つの施策展開に絞り、市当局から現在実施している施策の状況や、その問題点について聞き取りをしながら、具体的事項の課題や課題への対応策を協議し、その事業等が現実的に可能であるのかどうかなどについても議会の立場から検討、協議を重ねたものであります。

個別の具体的事項の内容を申し上げますと、まず、少子化対策として、出産から育児に関しては、子育て世帯空き家リフォーム助成、出産祝金支給事業の第2子からの拡充、育児用品購入費補助のクーポン方式等への拡充、出産後の母親のケアであります。

子育て支援に関しては、保育料等の無料化の第2子からの拡充、病児保育の実施、小・中学校の給食費無料化、中学生の医療費無料化であり、合わせて8項目について検討、協議をしたものであります。

なお、この取りまとめた内容等に関しては、委員会審査報告書に協議項目一覧表として掲げているものであります。

市当局には、これまでもまして少子化対策、子育て支援などの取り組みに重点を置いていただくとともに、本委員会がこれまで7回にわたり精力的な審査を行い、取りまとめた提言の趣旨等を斟酌いただき、今後予定されております次期男鹿市総合計画策定や男鹿市総合戦略策定に向け、男鹿市で安心して産み育てたいと思えるような積極的で手厚い支援策を大いに期待するものであります。

終わりになりますが、この度の審査に当たりましては、委員各位の前向きな意見及び建設的な委員間の討議など、皆様のご協力に感謝申し上げます、本委員会の委員長報告といたします。

○議長（三浦利通君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3番米谷勝君

【3番 米谷勝君 登壇】

○3番（米谷勝君） 平成26年12月定例会最終日において、人口減少対策に関する件を特定事件として、所管にかかわる事項に関し、産業建設委員会に付託されておりました件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

この際、審査の趣旨及び調査内容については、三つの委員会の共通事項であることから省略させていただき、本委員会における具体的事項について申し上げます。

委員会では、人口減少の現状分析及び将来の人口予想並びに、これまで実施してきた事業の検証や県内外の自治体の取り組み状況等を踏まえ、本市の人口減少を少しでも抑制できるよう、具体的な取り組み事項を委員各位から提案していただき、委員間の討議を中心に精力的に協議、検討を重ねてきたものであります。

協議に当たっては、多くの市民が、いきいきと活躍し続けられるように、さまざまな暮らし方、働き方、生き方に対応できる将来を見据えた仕事と人の好循環を確立するため、働く場の確保及び市民所得向上に重点を置きつつも、市の財政状況等を念頭に、現状で取り組みやすい農・漁業振興、後継者育成、販路開拓、企業誘致、雇用創出などの施策といった観点から、具体的事項を抽出し、さらにその具体的事項の課題や課題への対応策を協議し、その事業が実現可能であるのかどうかなどについても議会の立場から協議、検討を重ねたものであります。

個別の具体的事項としては、多岐の分野に及ぶ本委員会所管から農産物のインターネット販売の推進、独身農業後継者を対象にした婚活支援事業及び婚活研修会の開催、地域産業6次化推進事業をはじめ、委員会審査報告書に協議項目一覧表として掲げている10項目を抽出、協議・検討したものであります。

なお、抽出した10項目については、その大半が実現可能な事業と評価しております。

市民が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務であります。

市当局は、これまでもまして、これらの取り組みについて意を用いていただくとともに、本委員会がこれまで7回にわたり精力的な審査を行い、取りまとめた提言の趣旨等を斟酌いただき、今後予定されております次期男鹿市総合計画策定や男鹿市総合戦略策定に向け、前向きな対応を大いに期待するものであります。

結びに、この度の人口減少対策の審査に当たっては、委員各位の熱心な発言及び建設的なご意見など、皆様のご協力に感謝申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより人口減少対策に関する件について採決いたします。本件を、お手元に配付いたしております各常任委員会審査報告書及び各常任委員長報告のとおり、了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、人口減少対策に関する件については、各常任委員会審査報告書及び各常任委員長報告のとおり、了承されました。

これをもちまして、人口減少対策に関する調査を終了いたします。大変御苦労さまでした。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第73号から第75号までが提出されました。この際、本3件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第4 議案第73号から第75号までを一括上程

○議長(三浦利通君) 日程第4、議案第73号から第75号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第73号 人擁護委員の推薦について

議案第74号 人擁護委員の推薦について

議案第75号 人擁護委員の推薦について

○議長（三浦利通君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第73号から議案第75号までについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第73号及び議案第74号は、本市人権擁護委員の加藤金一氏及び木元正子氏が、本年12月31日をもって任期満了となることから、その後任として大高正人氏及び小玉亜紀子氏を推薦いたしたいというものであります。

議案第75号は、同じく人権擁護委員の古仲宗雲氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本3件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第73号について採決いたします。大高正人氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号については、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第74号について採決いたします。小玉亜紀子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号については、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第75号について採決いたします。古仲宗雲氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号については、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第76号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 議案第76号上程

○議長（三浦利通君） 日程第5、議案第76号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第76号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、元税務課職員の公金着服事件に係る管理監督責任として、私については給料の10分の5を3カ月、副市長については、給料の10分の2を1カ月減額するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、9月10日に公金着服事件調査委員会を開催し、その協議を受けて、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、監査委員に対し、その事実があるかどうか

かを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めたところであります。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。19番高野議員

○19番（高野寛志君） 今議会の一般質問の市長の答弁、あるいはまた、私が予算特別委員会での市長に対する質疑、市長の政治的責任について伺ったところ、答弁では、損害額の確定や監査委員の報告等を受けてから、状況を見て自分に対する処分案については検討すると、そういう答弁を何回も繰り返しておりましたけれども、今回このような提案をされた理由というか、状況なり考え方の変化は、どういうわけなのか、議会答弁と今回の唐突な提出というのは、何か一貫性がないように思いますけれども、その辺の事情についてお願いします。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいまの提案理由でも申し上げましたが、あるいは委員会の場でも申し上げました。調査委員会でその調査内容の協議を受けまして、いわゆる監査委員の方に先ほど申しました事実があるか、あるいは賠償責任の有無、賠償額を決定するということを求めた上で、私のその処分案について提出をしたいということを申し上げました。

9月10日に調査委員会を開催し、その流れができましたので、きょうの議会最終日に私の処分案を提案した次第であります。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。

○19番（高野寛志君） 終わります。

○議長（三浦利通君） 19番高野寛志君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第76号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 全員起立であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3時24分 休 憩

午後 3時24分 再 開

○議長(三浦利通君) 再開いたします。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま議案第29号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第6 議案第29号を上程

○議長(三浦利通君) 日程第6、議案第29号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第29号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第29号は、原案のとおり可決されました。

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に対応する必要に迫られています。一方、この間地方において進められた様々な改革などによって、地方において公共サービスを担う人材が大幅に減少し、新たなニーズへの対応が困難となっており、そうした人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、政府においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障や地方財政の構造改革が不可避とされており、財政再建にむけた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、果敢に取り組むべき財政再建が次世代のための経済再生を腰折れさせてはならないことは当然であり、財政再建目標を達成するために、不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、経済再生と財

政再建の好循環を実現するために、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。
4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強

化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年9月17日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

官房長官 菅義偉様

総務大臣 高市早苗様

財務大臣 麻生太郎様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

甘利明様

経済産業大臣 宮沢洋一様

地方創生担当大臣 石破茂様

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ご配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第7 議員派遣の件

○議長（三浦利通君） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、ご配付いたしておりますとおりの議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしておりますとおりの議員を派遣することに決しました。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて9月定例会を閉会いたします。大変どうも御苦労さまでした。

午後 3時27分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

議 員 米 谷 勝

議 員 木 元 利 明